

アメリカのキャピタル・ゲイン課税制度

野村 容 康

はじめに

アメリカでは、一九九七年の納税者救済法 (the Taxpayer Relief Act of 1997)、並びに一九九八年の内国歳入庁再編成改革法 (the Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1998) の成立によって、個人のキャピタル・ゲイン税制に関する注目すべき改革が行われた。改革の大きな特徴は、①一般の長期キャピタル・ゲインに対する最高税率を二八%から二〇%

に引き下げたこと、②ゲインの種類に応じて異なる税率が適用される、いわゆる「複数税率システム (Multiple Rate System)」を導入したこと、である。

伝統的に包括的所得税の思想が支配的であったアメリカにおいて、キャピタル・ゲインに対しては、これまでほとんどの場合、他の通常所得よりも低い税率で課税する特例措置がとられてきた。そうした流れを絶って、キャピタル・ゲインに対する優遇措置を廃止したのが、有名な一九八六年のレーガン税制改革である。しかし、その後の

ブッシュ政権、クリントン政権による改革において、再びキャピタル・ゲインは課税所得のなかで特例的に扱われ、所得税率よりも低い最高税率が課されることになった。キャピタル・ゲインの優遇に関しては、これを支持する様々な議論が存在するが、とりわけ経済成長の源泉となる資本蓄積を促進することがその最大の理由であったと考えられる。

今回の改革は、そうした一九九〇年代に入ってからキャピタル・ゲイン優遇の傾向をさらに推し進めるものである。しかしながら、あくまでも総合課税の枠組みを堅持しながらの複数税率システムの導入は、所得税制を非常に複雑にしている。本稿では、今回の改革によって実現したアメリカの新しいキャピタル・ゲイン税制の概要を紹介することにした。

一、キャピタル・ゲインとは

前述のように、歴史的にキャピタル・ゲインは他の所得よりも課税上有利に取り扱われてきた経緯があり、この状況は現在も変わっていない。そのため納税者の立場としては、できるだけ支払い税額を少なくするために通常所得をキャピタル・ゲインに転換しようとする誘因が働く。そうした租税回避行動を阻止するためにも、キャピタル・ゲインと通常所得は厳格に区別される必要がある。また、キャピタル・ゲインの中でも優遇されているのは長期キャピタル・ゲインである。したがって、資産の保有期間もまた課税上重要な要素になる。

(1) キャピタル資産

国内歳入法によれば、キャピタル・ゲインとはキャピタル資産 (Capital Asset) の売却か交換 (sales or trade) にもなう利益であると規定されている。すなわち、キャピタル・ゲインとは、キャピタル資産を処分して実現した価額 (資産処分に必要な費用を控除したもの) から当該資産の調整基準価格 (取得価額に、取得に必要な費用を加えたもの) を差し引いた額である。後者が前者よりも大きければキャピタル・ロスが生じることになる。

そこで、まず問題になるのは、キャピタル資産とは何かである。個人利用目的や投資目的のために保有されるほとんど全ての資産はキャピタル資産である。例えば、株式や債券などの有価証券、住宅、家具、個人用の自動車、貴金属、宝石などがこれにあてはまる。ただし、居住用不動産を含

む個人利用資産 (personal use asset) からの

ロスは控除できないことに注意が必要である。

キャピタル資産かどうかを判別するうえで最も重要なポイントは、当該資産が投資目的で保有されているか、事業目的で保有されているかである。当然、後者の資産はキャピタル資産とはみなされない。したがって、不動産業者が所有する業務用の土地や建物はキャピタル資産ではない。また、個人事業者として証券ディーラーが有価証券を取得した場合には、もしそれを投資目的で保有する場合は、後にキャピタル・ゲインやキャピタル・ロスとしての扱いを受ける際の証拠となるように、その旨をコンピュータに指定・登録しておくなければならない。

(2) 売却・交換

キャピタル・ゲインあるいはキャピタル・ロス

表1 所得税の税率構造とキャピタル・ゲイン税率の最近の変遷

所得税の税率構造 (1998年)					
税率	15%	28%	31%	36%	39.6%
独身者	\$ 0 ~25,350	\$ 25,351 ~61,400	\$ 61,401 ~128,100	\$ 128,101 ~278,450	\$ 278,451 ~
夫婦合算申告者	\$ 0 ~42,350	\$ 42,351 ~102,300	\$ 102,301 ~155,950	\$ 155,951 ~278,450	\$ 278,451 ~
夫婦個別申告者	\$ 0 ~21,175	\$ 21,176 ~51,150	\$ 51,151 ~77,975	\$ 77,976 ~139,225	\$ 139,226 ~
一般的キャピタル・ゲインに対する税率					
①1998年1月1日以降 (1998年IRA再編成改革法による改正)					
1年超の長期ゲイン	10%	20%	20%	20%	20%
1年以下の短期ゲイン	15%	28%	31%	36%	39.6%
②1997年7月29日~1997年12月31日 (1997年納税者救済法による改正)					
18ヶ月超の長期ゲイン ¹⁾	10%	20%	20%	20%	20%
1年超18ヶ月以下の中期ゲイン ¹⁾	15%	28%	28%	28%	28%
1年以下の短期ゲイン ²⁾	15%	28%	31%	36%	39.6%
③1997年5月6日以前					
1年超の長期ゲイン	15%	28%	28%	28%	28%
1年以下の短期ゲイン	15%	28%	31%	36%	39.6%

注1) これらの税率は1年超保有して1997年5月7日~同年7月28日までに処分した資産からのキャピタル・ゲインに対しても適用される。

注2) これらの税率は1年超保有して1997年5月7日~同年7月28日までに処分した資産からのキャピタル・ゲインに対しては適用されない。

出所) IRS, publication 17 in <http://www.irs.treas.gov/> より作成。

を認識するためには、通常キャピタル資産の売却か交換という処分形態をとる必要がある。しかし、災害、盗難、収用などによる資産の強制的処分 (involuntary conversion) は、売却・交換ではないが、特例によってキャピタル・ゲインとしての取り扱いを選択できる場合もある。また、失効や取り消しといった個人的資産に関する権利や義務の終了にともなって生じたゲイン (ロス) は、原則的に当該資産が当人にとってキャピタル資産である限り、キャピタル・ゲイン (ロス) として認められる。

その他、売却・交換によるキャピタル・ゲイン認識のルールの例外として、有価証券の無価値化のケースと債券の償還のケースがある。債券や株式等の有価証券は、しばしば発行者の破産やデフォルトによって無価値 (worthless) になってしまうことがある。しかし、そうした場合でも、

これらの資産がキャピタル資産であれば、当該年度の最終日に売却または交換が行われたものとみなされ、キャピタル・ロスとして計上される。また、債券は公開市場においてプレミアム付きあるいはディスカウントの形で売買されるので、利付き債でも償還価格と取得価格が異なることがある。この場合、債券の償還はロスやゲインを生じさせることになる。通常、債券の償還はここで言う売却・交換には該当しないが、当該資産が一定の公社債 (満期一年以下の短期公社債および非課税州地方債を除く) の場合にはキャピタル・ゲイン (ロス) が実現したものとみなされる。

(3) 保有期間

一九九七年の税制改革では、キャピタル・ゲイン、キャピタル・ロスに関して異なる課税上の取り扱いを受ける三つの資産保有期間が設けられ

た。それは、①一年以下、②一年超一八ヶ月以下、③一八ヶ月超で、それぞれ、短期 (short-term)、中期 (mid-term)、長期 (long-term) と呼ばれ、異なる最高税率が適用された。すなわち、短期ゲインには通常所得と同様に三九・六%、中期ゲインには二八%、さらに長期ゲインには二〇%の最高税率で課税されたのである。しかし、こうした三つの保有期間の区分は、後に見る複数税率システムの導入と結びついて、保有期間やゲインの種類によって七つの異なる税率を誕生させることになった。そこで、翌一九九八年の改正では、キャピタル・ゲイン税制を簡素化する目的から、保有期間について修正が行われ、中期の区分が廃止され、長期ゲインは一年超保有の資産によるものと改訂されたのである。表1はこうした最近のキャピタル・ゲイン税率の変遷を、一九九八年の所得税の税率構造とともに示している。

わち、一年以下保有の短期ゲインについては、他の通常所得と合算され、従来通り三九・六%が最高税率となるが、一年超保有の長期ゲインまたはネット・キャピタル・ゲインについては、ゲインの種類並びに納税者の所得水準によって、表2に示した最高税率が適用される。ただし、これらにゲインは同種の取引から実現したロスを控除したネットのゲインである。また、ネット・キャピタル・ゲインとは、長期のネット・キャピタル・ゲインから短期のネット・キャピタル・ロスを控除したものである。

①貴重品 (collectibles) ゲイン：これには絵画、敷物、骨董品、貴金属、宝石、切手、コインなどが該当し、それらの処分によるゲインに対しては二八%の最高税率が適用される。(このゲインが通常所得として扱われたとして、一五%の税率

ところで、実際に資産の保有期間を計算する場合は、資産の取得日の翌日から開始し、処分時の日までとする。重要なのは、あくまで売買の契約が交わされた約定日であり、決済の日時は関係ない。例えば、一九九九年の一月二〇日に株式を購入した場合、一月二二日に計算が始まり、二〇〇〇年の一月二二日に売却(一年と一日株式を保有したことになる)して初めて、長期キャピタル・ゲイン(ロス)としての資格を得る。

二、キャピタル・ゲイン課税の仕組み

(1) 複数税率システム

現行のキャピタル・ゲイン課税制度は、はじめに述べたように、ゲインの種類に応じて税率が異なる「複数税率システム」を採用している。すな

表2 ネット・キャピタル・ゲインに対する最高税率

ネット・キャピタル・ゲイン	適用最高税率
貴重品ゲイン	28%*
セクション1202ゲイン (5年超保有、1/2課税)	28%*
非課税セクション1250ゲイン	25%*
その他のゲイン (通常所得として扱われたときの税率が28%以上の場合)	20%
その他のゲイン (通常所得として扱われたときの税率が15%の場合)	10%

*注) 通常所得として扱われたときの税率が15%の場合には、15%が最高税率となる。
出所) IRS, publication 550 in <http://www.irs.treas.gov/> より作成。

で課税される場合は、一五%が最高税率となる。）

②セクション一二〇二ゲイン（適格小規模法人株式のゲイン）…ここでいう適格小規模法人株式とは、内国歳入法セクション一二〇二に規定されている、株式発行時に総資産五〇〇〇万ドル以下といったいくつかの要件を満たした小規模法人の新規発行株式である。この株式を五年超保存して売却した際のキャピタル・ゲインについては、五〇%が非課税となり、残り五〇%に二八%の最高税率が適用される。したがって、実質的には、このゲインに対して一四%の税率で課税されることになる。（このゲインが通常所得として扱われたとして、一五%の税率で課税される場合は、一五%が最高税率とな

る。したがって、そうした納税者にとつては七・五%の実効税率となる。）ただし、五〇%控除が可能なゲインは、①当該株式の取得価格の一〇倍、または②一〇〇〇万ドル（夫婦個別申告者は五〇〇万ドル）から、前年までに控除した同じ法人株式からのゲインを差し引いた額、のいずれか大きい価額を限度とする。

③非課税セクション一二五〇ゲイン（投資用・事業用不動産のゲイン）…これは、内国歳入法セクション一二五〇に規定される不動産に関連したゲインである。一般に、償却資産からのゲインを算定するには、取得価格から減価償却額を差し引いた額を基準価格とする。一九八六年以前では減価償却法として通常の償却法よりも有利な加速度償却制度が認められてい

た。そこで、この場合の真の売却益は、売却価格から〔取得価格マイナス加速度減価償却費〕を引いた額でなければならぬ。しかし、セクション一二五〇では、この加速度償却額が、定額法を採用していたと想定した場合の減価償却額を超過する部分についてのみ通常所得として課税している。ここでいう非課税セクション一二五〇ゲインとは、上記の真の売却益としてセクション一二五〇によって課税されなかった部分であり、これに対して二五%の最高税率が適用される。（このゲインが通常所得として扱われたとして、一五%の税率で課税される場合は、一五%が最高税率となる。）

④その他のゲインで、このゲインが通常所得として扱われた場合に二八%以上の税率で

課税されるもの…これに対しては二〇%の最高税率が適用される。

⑤その他のゲインで、このゲインが通常所得として扱われた場合に一五%の税率で課税されるもの…これに対しては一〇%の最高税率が適用される。

(2) ロスの取り扱い

以上のように、現行のキャピタル・ゲイン税制では、様々な税率が同じカテゴリー内にあるロスを控除したネット・ゲインに対して適用されるため、正確なゲインとロスのネットティング・ルールが必要になってくる。

ロスのネットティングは、まず、同じカテゴリー内のゲインとロスを相殺することから始まる。それによって生じた長期のネット・キャピタル・ロスについては、基本的には税率の高い区分のネッ

ト・ゲインから相殺していく。例えば、二〇%グループからのネット・ロスは、二八%ゲイン、二五%ゲインの順に控除する。同様に、二八%グループからのネット・ロスは、二五%ゲイン、二〇%ゲインの順に控除する。一方、短期のネット・キャピタル・ロスは二八%グループのゲインから控除し、それでもロスが残れば、二五%ゲイン、二〇%ゲインの順番で相殺していく。

これらの作業によっても依然としてロスが残る場合は、年間三〇〇〇ドル（夫婦個別申告者は一五〇〇ドル）まで通常所得からの控除が認められる。これを超過する額は、翌年度以降無期限に繰り越し可能である。ただし、三〇〇〇ドルの控除限度額には短期ロスを優先して充当し、その残額に長期ロスを組み入れなければならない。したがって、今年度の短期のネット・ロスが三〇〇〇ドルを超え、かつ長期のネット・ロスも生じてい

る場合には、次年度に対して短期ロスと長期ロスの双方を繰り越すことになる。そして、今年度から次年度に繰り越された額は、そのロスが次年度内に生じたものとして扱うことができる。

(3) Form 1099と社会保障番号

株式など有価証券の売却に際しては、証券会社は投資家と内国歳入庁（IRS）にそれぞれ Form 1099-B（投資信託のキャピタル・ゲイン分配金は Form 1099-DIV、後述の未分配ゲインは Form 2439）という支払い調書を送付する義務を負っている。投資家は、この支払い調書に記載された売却代金を scheduled D という納税申告書（キャピタル・ゲインを得た年度に提出する必要がある）に記入しなければならない。そして、IRSはこの申告書に記載された売却代金が証券会社から提出された支払い調書にある数字と合致す

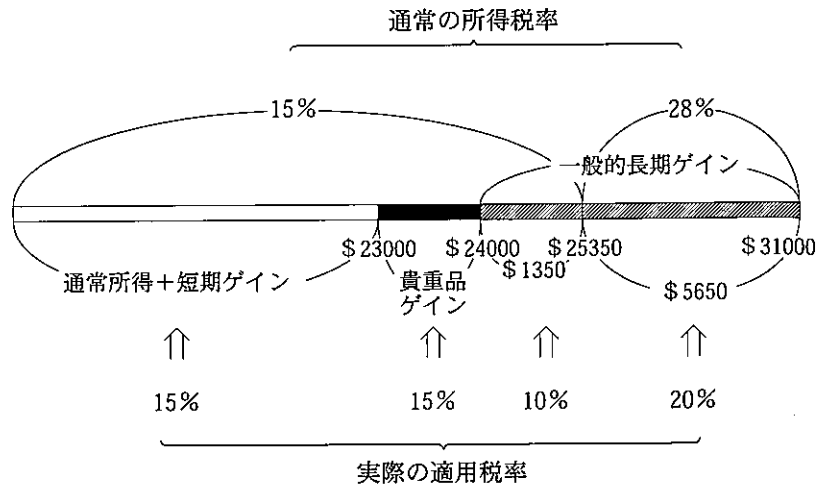
るかチェックを行う。このとき、申告書のチェックをスムーズにするのに大きな役割を果たしているのが、社会保障番号（Social Security Number: SSN）である。原則的に、投資家は口座の開設時に証券会社に対してこの番号を通知する必要がある。しかし、何らかの理由でSSNの通知を怠った場合には、売却時に売却代金の三二%がバックアップ源泉税（back-up withholding tax）として徴収される。この源泉徴収税は、SSNの無記入により利子・配当に対しても課せられるが、有価証券を売却した場合、取得費を差し引いたゲインではなく、売却額そのものにかかる（したがってロスの控除もできない）ので、SSNを通知しないことによる不利益はきわめて大きい。

(4) 税額の計算

では、キャピタル・ゲインを含む所得税の簡単な計算を行ってみよう。例えば、ある独身者の一九九八年の通常課税所得は、給与所得と利子・配当所得を合わせて一八〇〇〇ドルであった。また、半年保有して売却した株式に伴う短期キャピタル・ゲインが六〇〇〇ドル、一年超保有した株式の長期キャピタル・ゲインが七〇〇〇ドルであった。しかし、同時に一〇〇〇ドルの短期キャピタル・ロスを被った。さらに、彼女は数年前に五〇〇〇ドルで購入した指輪をこの年六〇〇〇ドルで売却した。このとき、一九九八年度の彼女の所得税額はいくらになるだろうか。ただし、売買にともなう手数料や費用は考慮しないことにする。

まず、彼女のキャピタル・ゲイン以外の所得である一八〇〇〇ドルと短期のネット・キャピタル

図1 所得税額の計算のイメージ



・ゲインの五〇〇〇ドル(六〇〇〇—一〇〇〇)が合算され、二三〇〇〇ドルが通常所得して扱われる。表1の税率表を見れば二三〇〇〇ドルは最初のブラケット内にあるので、一五%の税率が適用される。

次に、貴重品ゲインである一〇〇〇ドルについて計算される。先の通常所得にこのゲインをプラスした額二四〇〇〇ドルはなお一五%ブラケット内にあるので、この一〇〇〇ドル部分に対しても一五%の税率が適用される。もし、このゲインの上積みが次の二八%のブラケット内に入れば、その部分に対しては二八%の税率がかかることとなる。

最後に、七〇〇〇ドルの一般的な長期キャピタル・ゲイン(二〇%ゲイン)が考慮される。所得税率一五%が適用される範囲は、課税所得二五三三〇ドルまでなので、この限界点からキャピタル

・ゲインを含むこれまでの所得二四〇〇〇ドルを差し引いた額の長期ゲイン(二五三五〇—二四〇〇〇=一三五〇ドル)は一〇%で課税され、残りの長期ゲイン五六五〇ドルは二〇%の税率で課税される。

結局、彼女の税額は、

① 二四〇〇〇×〇・一五=三六〇〇(通常所得+短期ゲイン+貴重品ゲイン)

② 二三五〇×〇・一〇=三五〇(一般長期ゲインの一〇%課税部分)

③ 五六五〇×〇・二〇=一一三〇(一般長期ゲインの二〇%課税部分)

となり、これらを合計した四八六五ドルということになる(図1を参照)。キャピタル・ゲインを含め、総所得三一〇〇〇ドルすべてを通常所得として計算した場合には、五三八五ドルの税額となり、長期ゲインの優遇によって税額がおよそ一〇

%節約されているのがわかる。

以上の単純な例から、個人の所得水準に加えて、ゲインの種類にしがたがって異なるキャピタル・ゲイン税率を適用する現行のシステムは、所得税額の算出を少なからず複雑にしているのがわかる。実際は、さらにネット・キャピタル・ロスの取り扱い、調整基準価格の算出、投資支払い利子の控除や以下のような様々な特別措置についても考慮しなければならない可能性がある。そこで、scheduled Dの作成による税額の計算は非常に厄介になる。

三、キャピタル・ゲイン課税に関する特別措置

キャピタル・ゲイン税制のなかには数多くの特別措置が存在するが、とりわけ有価証券の売却益

に対する課税方法に関連して留意すべき措置は、以下の通りである。

(1) 投資信託の収益分配金

適格投資会社 (regulated investment companies; 一般にシユーチユアル・ファンドと呼ばれる) 及び不動産投資信託 (real estate investment trusts (REITs)) からの収益の一形態であるキャピタル・ゲイン分配金については、これら投資信託における株式の保有期間に関わらず長期キャピタル・ゲインとして扱われる。一方、これらの株式を六ヶ月以下保有して、売却時にロスを被った場合、そのロスは無分配ゲインを含むキャピタル・ゲイン分配金の額まで長期キャピタル・ロスとして扱われる。キャピタル・ゲイン分配金を超えるロスについては、短期キャピタル・ロスとして扱われる。

の流動性を阻害する措置としてかねてより批判されている点である。また、相続した資産の保有期間は、相続者が現実に保有した期間に関係なく、長期の扱いを受ける。

(3) ベンチャー企業の支援措置

小規模企業への投資などベンチャー・キャピタルを優遇する税制としては、前述した適格小規模法人株式から生じたゲインの五〇%控除の他、次のような特別措置がある。

① 六ヶ月超保有の適格小規模法人株式を売却後、六〇日以内に別の適格小規模法人株式を購入した場合、先に所有していた株式からのゲインのロール・オーバーが認められ、買い換えた株式が売却されるまで課税が延期される。

② 確立された証券市場で取引される有価証券を売却後、六〇日以内に特別小規模企業投資会社

これらの投資信託は、導管理論にしたがい投資収益の一定割合(九〇〜九五%)以上を株主に利益配当することによって、その部分に対する法人税を免れることができる。しかし、なかにはゲインを長期キャピタル・ゲインとして留保しつつ、法人税を支払う投資信託も存在する。そういった場合、投資家は、これらの未分配ゲインについてもキャピタル・ゲイン分配金として申告しなければならない。もちろん、支払った法人税額については、個人段階で税額控除の対象となる。

(2) 相続資産にかかる特例

相続した資産の取得価格は、当該資産が相続された時点での適正な市場価格となる。したがって、被相続者が生前に保有している間に発生したキャピタル・ゲインについては所得税を免除される。これは、step-up in basisと呼ばれ、資産

(specialized small business investment company (SSBIC); the Small Business Investment Act of 1958)におけるセクション三〇一(d)に認可される法人またはパートナーシップの普通株式またはパートナーシップ持分を購入した場合、①のケースと同様に、ゲインのロール・オーバーによる課税の延期が認められる。ただし、この場合、課税延期の対象となるゲインは、五万ドル(夫婦個別申告者は二万五〇〇〇ドル)、または五〇万ドル(夫婦個別申告者は二五万ドル)から前年までに延期したゲインを差し引いた額、のいずれか小さい価額を限度とする。

③ 特定の小規模法人の株式(株式資本が一〇〇万ドル以下で通常の事業活動(active business)に従事している法人の新規発行株式)からのキャピタル・ロスは、一〇万ドル(夫婦個別申告者は

五万ドル)まで通常ロスとして認められる。投資家にとっては、キャピタル・ロスよりも、通常所得から控除可能なロスの方が有利となるからである。

(4) 先物取引等に対する発生時課税

原則的に、キャピタル・ゲイン課税は実現主義であり、資産が売却されてゲインが実現するまで課税されない。しかし、①適格先物取引、②為替予約、③ノン・エキイティ・オプション、④ディーラーズ・エキイティ・オプション、といったデリバティブ取引に関しては、ゲインやロスが生じたときにマーク・トゥ・マーケット・ルールに従って課税される。すなわち、これらの発生ゲインやロスは、当該課税年度の最終事業日に、適正な市場価格で売却されたものとみなされるのである。この場合、ゲイン・ロスの六〇%相当分を

長期ゲイン・ロスとし、四〇%相当分を短期ゲイン・ロスとみなす、いわゆる sixty-forty rule が適用される。ただし、一定の要件を満たして、これらの取引が純粋にリスクを軽減するためのヘッジ取引と認められるときは、マーク・トゥ・マーケット・ルールは適用されない。

むすび

アメリカのキャピタル・ゲイン課税制度は、最近の改革によって、きわめて複雑な姿に変貌している。その主な要因としては、①長期と短期のゲインに対する課税上の扱いが異なること、②ゲインの種類に応じて異なる税率が適用されること、③同種のゲインに対しても、所得水準(通常所得とキャピタル・ゲイン額)によって、異なる税率が適用されること、④これらの点を勘案しつつ、

キャピタル・ロス控除を行わなければならないこと、などがあげられる。つまり、総合課税の枠組みを維持しながらも、保有期間や種類の異なるゲインに対して、それぞれ通常の所得税率よりも低い税率で課税しようとするからである。一九九八年の改正は、保有期間によるゲインの区分を簡素にしたとはいえ、なお税制を難解にするこれらの要因を根本的に払拭できていないのである。

こうしたキャピタル・ゲイン税制の複雑さは、具体的に五五行にもおよぶ Schedule D の作成という形で納税者を悩ませている。キャピタル・ゲインの優遇措置が復活した一九九一年以降は、ミューチュアル・ファンドからの分配金を含め、たとえキャピタル・ゲインを実現しても、三二%以上の所得税率が適用される投資家しか Schedule D は必要とされなかった。二八%以下のブラケットにある納税者にとって、最高二八%の

キャピタル・ゲイン税率は何のメリットもなかったからである。実際、Schedule D によって申告したミューチュアル・ファンド投資家は、一九九四年には五八〇万人にすぎなかった。ところが、今回の改革によって、六五五〇万人ものミューチュアル・ファンド投資家がすべて Schedule D を提出しなければならなくなったのである。こうして、現在キャピタル・ゲインの申告納税のために費やされるコストは膨大になると推定されている。一九九八年の IRS の報告によると、平均的な納税者は、税理士などの専門家の助けを借りずに Schedule D を完成させるのに四時間一分九分ばかり、提出された申告書の半数以上は専門家の手によって作成されたというのである。

望ましい租税制度の設計にあたり、公平や効率の基準が重要であることは言うまでもない。しかし、そうした目標を追求して税制を機能させるた

めのコストをあまりに大きくすると、かえって公平や効率を損なうことになりかねない。納税手続きが面倒なために投資を断念する者もでてくるだろうし、納税コストの帰着はきわめて逆進的になるからである。

わが国では、現行の源泉分離方式と申告分離方式の選択制である株式譲渡益に対する課税制度が、二〇〇一年四月からは申告分離方式に一本化される。しかし、一方では将来の納税者番号制度の導入をにらんで、依然として総合課税への移行が模索されているのも事実である。そうしたなかで、アメリカのキャピタル・ゲイン課税は総合課税の現実モデルとして大いに参考になると思われるが、その複雑さから生じているマイナスの側面も、この税制を理解するうえで十分認識しておく必要がある。

(のむら ひるやす・当研究所研究員)